

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 【評定】 中期計画の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる</p> <p>【申立内容】 「【評定】 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」に変更願いたい</p> <p>【理由】 ● 本学のガバナンス改革への取組は「ひと、もの、かね」全てにおいて学長のリーダーシップで迅速な意思決定を可能とする法人運営体制の構築を基本とした。これまで「かね」は平成22年度に実質的に学長が差配可能な配分枠を拡充するなど実施済みであり、「もの」は新たに共同利用スペースの確保や使用者の選考を学長決定とするなどの見直しを実施し、特に「ひと」は以下のとおり大幅に改革した。 ● 学長主導による人的資源の活用促進を可能とする仕組みとして、平成26年度から、これまで大学創設以来、各学部等に措置していた教員定員を全て吸い上げ、学術研究院で一元管理（全ての教員定員の学長裁量定員化）した。 この組織改革によって、これまで以上に学長のリーダーシップにより人的資源を最適に配置し、有効に活用するシステムを構築した。</p>	<p>【対応】 評定は原案のとおりとするが、意見を踏まえ、下記の注目事項を追加する。</p> <p>『○ <u>学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な法人運営を可能とするため、平成26年度から教員組織を学術研究院で一元管理することに伴い、全学の教員選考を執行役員会議で行うことを決定している。</u>』</p> <p>【理由】 「中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」とまでは認められないものの、以下について、新たに確認されたことを踏まえ、追加するもの。 すべての教員人事について、学長の指名した者により構成される執行役員会議が最終選考を行う仕組みを導入することを決定している。</p>

- 平成26年度からの学術研究院への移行の前段階として平成25年度は、退職者・転出者の教員ポストについて、学部等からの改革計画の提出を求め、役員会で審査のうえ必要な人員配置を行うなど、すべて学長（役員会）の裁量とした。

この改革により、これまでの学長裁量ポストは、法人化前から継続的に実施している定員削減分の9名に止まっていたが、平成25年度は35人分のポストを学長（役員会）裁量ポストとした上でこれらを学部等に27人再配置したほか、外国人教員、女性研究者及び本学の特色である多文化共生分野の強化や未来先端研究分野の新設に充てるなど、全学で活用することができた。また、今後の学部改組等にも重点的に充当することも検討中である。

このようにいわゆる学長裁量定員を毎年恒常的にかつ新規に生み出すとともにその活用を可能とする仕組みを構築した。

- また、ポストのみならず人事（採用、昇任等の選考）も同時に改革を実施した。具体的には各学部等で実質決定していたものを各学部等教授会は業績審査を行い、学長の指名した者により構成される執行役員会議が最終選考を行う仕組みを導入したほか、個別の人事は教育研究評議会の審議事項とはしないことを決定するなど、先般行われた学校教育法等の改正の趣旨を先取りした改革に取り組んだ。

これらの取組は他大学のモデルともなり、特筆すべきものであると考える。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 ○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。</p> <p>【申立内容】 (修正文案) のとおり修正願いたい。</p> <p>(修正文案) ○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、<u>過年度において、個人で経理されていた事例があったことから</u>、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を<u>引き続き行うことが求められる</u>。</p> <p>【理由】 ● 寄附金の個人経理については、過年度に行われていたこと。 ● 平成25事業年度においては、研究活動等における不正防止対策を強化していること。</p> <p>以上のことから (修正文案) のとおり修正願いたい。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『○ <u>過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから</u>、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を<u>引き続き行うことが求められる</u>。』</p> <p>【理由】 平成25年度中において、一定の取組がなされていること、また、今回確認された事案が過年度の経理に関するものであることを明確にするため記述を修正するもの。</p>